

# 山梨県立中央病院駐車場整備運営事業

実施方針

(改訂版)

平成 17 年 2 月

山 梨 県

## 目 次

I. 特定事業の選定に関する事項	
1. 事業内容に関する事項 .....	1
2. 特定事業の選定方法等に関する事項 .....	4
II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	
1. 民間事業者選定の方法 .....	5
2. 選定の手順及びスケジュール .....	5
3. 応募手続き等 .....	5
4. 応募者の備えるべき参加資格要件 .....	8
5. 審査及び選定に関する事項 .....	10
6. 応募に係る提出書類の取扱い .....	11
7. 特別目的会社の設立等 .....	11
III. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	
1. リスク分担の考え方 .....	12
2. 選定事業者の責任の履行に関する事項 .....	12
3. 事業の実施状況のモニタリング .....	12
IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	
1. 立地に関する事項 .....	14
2. 施設に関する事項 .....	14
3. 運営形態に関する事項 .....	15
4. 土地に関する事項 .....	15
V. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	
1. 係争事由に係る基本的な考え方 .....	16
2. 管轄裁判所の指定 .....	16
VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合 .....	16
2. 県の事由により本事業の継続が困難となった場合 .....	16

3. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合 .....	16
4. 金融機関等と県との協議.....	16
<b>VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b>	
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	16
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	17
3. その他の支援に関する事項.....	17
<b>VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項</b>	
1. 情報公開及び情報提供 .....	17
2. 応募に伴う費用の負担 .....	17
3. 問合わせ先 .....	17
様式1. 実施方針に関する質問書	
様式2. 実施方針に関する意見書	
様式3. 施設要求水準書（案）に関する質問書	
様式4. 施設要求水準書（案）に関する意見書	
様式5. 業務要求水準書（案）に関する質問書	
様式6. 業務要求水準書（案）に関する意見書	
様式7. 実施方針説明会・現地見学会参加申込書	
添付資料1. リスク分担表（案）	
別添資料1. 施設要求水準書（案）	
別添資料2. 業務要求水準書（案）	

山梨県（以下「県」という。）は、山梨県立中央病院駐車場整備運営事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「P F I 法」という。）に基づく事業（以下「P F I 事業」という。）として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、P F I 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号、以下「基本方針」という。）、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

## 1. 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### （1）事業名称

山梨県立中央病院駐車場整備運営事業

#### （2）事業に供される公共施設等の種類等

病院駐車場施設

#### （3）公共施設等の管理者等の名称

山梨県知事 山本栄彦

#### （4）事業目的

山梨県立中央病院（以下「中央病院」という。）では、来院者用駐車場として病院の北側に平面駐車場を保有している。しかし、現在の平面駐車場は、駐車台数が少なく来院者の需要に十分対応できておらず、恒常的に駐車場入庫待ちの自動車が周辺市道に溢れるなど、周辺の交通環境や市民生活にも支障をきたしている。

また、この駐車場の一部は、都市計画道路「愛宕町下条線」の道路敷地となっているため、駐車台数が大幅に削減される。

このため、新病院の整備に合わせて、新たな駐車場の確保が必要となり、病院西側の敷地に主に来院者等が利用する立体駐車場を建設することにより、利用者の利便性の向上を図ると共に、併せて、病院北側等の平面を主に職員用の駐車場として改修し、維持管理運営については、これらを含めた新病院の駐車場全体を対象に行う。

## (5) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が当該施設を設計、建設し、施設完成後に公共施設の管理者等である県に所有権を移転し、その後、維持管理及び運営を行う B T O 方式 (Build, Transfer, Operate) により実施する。

対象となる事業の範囲は次のとおりであり、具体的な業務の範囲及び内容については、「別添資料 1. 施設要求水準書 (案)」、及び「別添資料 2. 業務要求水準書 (案)」に示す。

## (6) 事業の範囲

### 1) 施設の設計及び建設業務

- ・ 施設及びこれに附帯する工作物に係る設計・建設
- ・ 工事監理
- ・ 近隣対応・対策
- ・ 電波障害調査・対策
- ・ 各種申請業務

### 2) 病院南側道水路付け替え整備業務

- ・ 道路の付け替え業務
- ・ 水路の付け替え業務

### 3) 施設の維持管理業務

- ・ 建物保守管理業務
- ・ 設備保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽・外構維持管理業務
- ・ 廃棄物処理業務
- ・ 除雪業務

### 4) 施設の運営業務

- ・ 自動車等整理業務
- ・ 駐車料金徴収業務
- ・ 安全管理業務

### 5) 病院敷地内の外構にかかる維持管理業務

- ・ 清掃業務
- ・ 植栽管理業務

6) その他の業務

- ・ 県への施設引渡し（完成後）

(7) 選定事業者の収入及び費用に関する事項

1) 県が支払うサービス料

県が支払うサービス対価は「初期投資の対価」と「維持管理運営の対価」から構成される。

- ・ 県は、「初期投資の対価」を、維持管理運営期間中に、分割して均等に支払う。
- ・ 県は、「維持管理運営の対価」として、維持管理運営期間中に、事業契約書に定める額を支払う。

2) 選定事業者独自の収入

県が支払うサービス対価以外に、選定事業者が自動販売機を設置した場合に得られる収入は、直接選定事業者の収入とする。なお、本事業に係る敷地は県の行政財産であり、「山梨県行政財産使用料条例」に則り、使用料を県に支払うこととする。

(8) 事業期間

事業期間は、事業契約締結の日から、平成 33 年 6 月までの期間とする。

(9) 事業スケジュール（予定）

1) 立体駐車場

設計・建設期間	平成 17 年 10 月～平成 18 年 7 月
供用開始	平成 18 年 7 月
維持管理運営期間	平成 18 年 7 月～平成 33 年 6 月

2) 北側駐車場

設計・建設期間	平成 18 年 6 月～平成 19 年 3 月
供用開始	平成 18 年 9 月（仮工事・供用）、平成 19 年 4 月（本供用）
維持管理運営期間	平成 18 年 9 月～平成 33 年 6 月

3) 南側駐車場および病院南側道水路付け替え整備業務

設計・建設期間	平成 18 年 4 月～平成 18 年 12 月
供用開始	平成 19 年 1 月
維持管理運営期間	平成 19 年 1 月～平成 33 年 6 月

4) 病院前駐車場

設計・建設期間 平成 18 年 5 月～平成 18 年 6 月

供用開始 平成 18 年 7 月

維持管理運営期間 平成 18 年 7 月～平成 33 年 6 月

5) 地下駐車場

維持管理運営期間 平成 18 年 7 月～平成 33 年 6 月

6) 病院敷地内の外構

維持管理期間 平成 18 年 7 月～平成 33 年 6 月

**(10) 事業に必要とされる根拠法令等**

P F I 法及び基本方針のほか、下記に掲げる関連の各種法令に拠ることとする。

- ・ 都市計画法
- ・ 建築基準法
- ・ 駐車場法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 消防法
- ・ 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・ 地方自治法
- ・ その他関連法令、条例、関係指針等

**2. 特定事業の選定方法等に関する事項**

**(1) 特定事業の選定にあたっての考え方**

本事業について、業務の質が担保され、かつ県民のサービス向上が図られることを前提とした上で、従来型の手法により実施した場合に比べて、P F I の手法により実施することが財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合において、本事業を特定事業として選定する。

**(2) 選定基準・手順**

以下の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ①コスト算出による定量的評価
- ②選定事業者に移転されるリスクの検討
- ③P F I 事業として実施することの定性的評価

④上記①～③を見込んだVFM（Value For Money）の検討による総合的評価

### （３）特定事業の選定結果の公表

前項に基づき本事業を特定事業と選定した場合は、VFM評価を明らかにした上で、平成17年2月（予定）に県及び中央病院ホームページにおいて公表する。なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

## II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 民間事業者選定の方法

#### （１）民間事業者の選定の方式

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札を採用する予定である。

### 2. 選定の手順及びスケジュール

選定にあたっての手順及びスケジュールは、以下のとおりである。

日程（予定）		内容	
平成16年	12月	①	実施方針等の公表・説明会
		②	実施方針等に関する質問受付
		③	実施方針等に対する意見の受付
平成17年	2月	④	実施方針等に関する質問回答公表
		⑤	特定事業の選定・公表
	4月	⑥	入札公告及び入札説明書等の公表
		⑦	入札説明書等に関する質問受付・質問回答公表
	5月	⑧	参加表明、資格確認申請の受付
		⑨	資格確認通知の発送
	6月	⑩	提案書の受付
	8月	⑪	落札者の選定
		⑫	基本協定の締結
	9月	⑬	選定事業者の公表
		⑭	選定事業者との事業契約

### 3. 応募手続き等

#### （１）実施方針等の公表・説明会

本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針等（本編、添付資料及び別添資

料)に関する説明会を開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項、支援措置に関する事項等について県の考え方を提示する。なお、実施方針等は閲覧に供するものとする。

説明会・現地見学会、実施方針等の閲覧についての詳細は以下のとおりとする。なお、実施方針説明会への参加希望者は平成16年12月24日(金)までに(様式7)を使用して、電子メールで下記宛先までにファイル\*添付にて提出のこと(\*ファイル形式はMicrosoft Wordのこと)。

あて先：chubyo@pref.yamanashi.lg.jp (電子メールアドレス)

#### [説明会・現地見学会]

- 開催日時 平成16年12月27日(月) 午後1時30分から
- 開催場所 山梨県甲府市富士見1-1-1 山梨県立中央病院仮設棟3階大会議室
- 連絡先 山梨県立中央病院開院準備課 電話 055-254-5260

#### [実施方針等の閲覧]

- 閲覧期間 平成16年12月22日(水)～平成17年1月11日(火)
- 閲覧時間 9時～12時、及び13時～17時
- 閲覧場所 山梨県甲府市富士見1-1-1 山梨県立中央病院仮設棟2階開院準備課会議室

なお、実施方針等はインターネットでも閲覧できる。

- 山梨県立中央病院ホームページ(本事業担当ホームページアドレス)

<http://www.ych.pref.yamanashi.jp/>

- 山梨県ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/>

#### (2) 実施方針等に関する質問受付、質問回答公表

平成16年12月24日(金)から平成17年1月11日(火)までの間、実施方針等に対する民間事業者等からの質問を受け付ける。

質問の提出方法については、質問の内容を簡潔にまとめ、質問書(様式1、3、5)に記入の上、電子メールでのファイルの添付もしくは、フロッピーの郵送(印刷物も添付)にて下記あて先まで提出のこと。

質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成17年2月中旬までに本事業担当ホームページにおいて公表する。

あて先：〒400-0027

山梨県甲府市富士見1-1-1 山梨県立中央病院 開院準備課

電子メールアドレス：chubyo@pref.yamanashi.lg.jp

### **(3) 実施方針等に対する意見の受付**

実施方針等に対する意見及び具体的な提案を次のとおり受け付ける。

- 1) 受付期間：平成16年12月24日（金）～1月11日（火）
- 2) 提出方法：実施方針等に対する意見や募集にあたっての具体的な提案がある場合は、意見書（様式2、4、6）に記入の上、電子メールで上記あて先まで、同様の提出方法にて提出のこと。
- 3) 公表：提出のあった意見・提案は原則として公開・公表する。
- 4) ヒアリング：民間事業者等からの提出のあった意見等のうち、県が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

### **(4) 実施方針の変更**

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、県及び中央病院ホームページへの掲載及びその他適宜の方法により速やかに公表し、その変更の内容がスケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも示す。

### **(5) 特定事業の選定・公表**

県は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業がPFI事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

### **(6) 入札公告及び入札説明書等の公表**

県は、本事業を特定事業として選定した場合、本事業の入札の公告を公報等に掲載するとともに、実施方針等に対する民間事業者からの意見等を踏まえ、入札説明書等（入札説明書、要求水準書、事業者選定基準、様式集、事業契約書（案）等）を公表する。

### **(7) 入札説明書等に関する質問受付・質問回答公表**

入札説明書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程等は、入札説明書にて提示する。

### **(8) 参加表明、資格確認申請の受付、資格確認通知の発送**

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）に参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。資格審査の結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法・時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

#### (9) 提案書の受付

資格審査を通過した応募者に対し、入札説明書に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の審査にあたって、県が必要であると判断した場合は、応募者に対して個別にヒアリングを行うことも予定している。なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書により提示する。

#### (10) 落札者の選定

提案書の審査により落札者を選定し、応募者に通知する。

#### (11) 基本協定の締結

県は、事業契約締結に先立って、落札者又は落札者が設立する特別目的会社（以下、SPCという。）と基本協定を締結する。

#### (12) 選定事業者の公表・選定事業者との事業契約

県は、SPCと事業契約を締結した時点で、正式に当該SPCを選定事業者として決定する。

### 4. 応募者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

##### 1) 応募者について

- ① 応募者とは、単独企業あるいは複数の企業からなるグループとする。
- ② 単独企業で応募する場合は、その企業が構成員となる。
- ③ グループで応募する場合は、構成員および協力企業を定め、グループは構成員および協力企業からなるものとする。ただし構成員のみでもよい。
- ④ グループで応募する場合は、代表者を定める。

##### 2) 構成員と協力企業について

- ① 構成員とは、応募者を構成する企業のうちSPCに出資する者をいう。構成員は、落札後直ちにSPCを設立するものである。
- ② 協力企業とは、応募者の構成員以外の者で、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請負わせることを予定する者をいう。協力企業についても、参加表明書に参加企業として明記すること。
- ③ 応募者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。
- ④ 応募者の構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

## (2) 応募者の参加資格要件

応募者のうち構成員は、各業務における平成 16 年度山梨県（建設工事等・物品等）入札参加資格者名簿に登録され、かつ本事業を円滑に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有しているものとする。応募者の構成員及び協力企業のうち設計、建設、維持管理及び運営の各業務に当る者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の項目の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たるもの 1 者（1 名または 1 社）が当該要件を満たすこと。

### 1) 設計にあたる者は次の要件を満たすこと

- ①平成 16 年度山梨県（建築士事務所等）入札参加有資格者名簿に登録されている者。
- ②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ③本事業と同種類似業務の建物の設計実績があること。

### 2) 建設にあたる者は次の要件を満たすこと

- ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けた者。
- ②平成 16 年度山梨県建設工事入札参加有資格者名簿に登録されており、かつ建設業法 27 条の 23 第 1 項に定める建築工事に係わる経営事項審査を受け総合評定値（同法 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値をいう。）が 880 点以上であること。
- ③本事業と同種類似業務の建物の建設実績があること。

### 3) 維持管理及び運営にあたる者は次の要件を満たすこと

- ①平成 16 年度山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている建築等保守管理業務に係る者。
- ②本事業と同種類似業務の建物の運営及び維持管理業務実績があること。

## (3) 応募者の制限

以下に該当する者は、応募者になれないものとする。

### 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。

### 2) 県の「建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置の期間中である者。参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、山梨県より指名保留又は指名停止措置を受けている者。ただし、協

力企業の場合は、県との協議とする。

- 3) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更正手続き開始の申立、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始の申立その他類似の倒産手続きの開始をしている者。
- 4) 最近 1 年間の法人税、消費税、法人事業税を滞納している者。
- 5) 本事業の業務に関わっている者又はこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者。県が本事業についてアドバイザー業務を委託した財団法人日本経済研究所、及び財団法人日本経済研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある次の事業者。
  - ・ アンダーソン・毛利法律事務所（法務アドバイザー）
  - ・ 株式会社杉原設計事務所（技術アドバイザー）
  - ・ 立体駐車場整備株式会社（技術アドバイザー）
  - ・ 株式会社病院システム（技術アドバイザー）
- 6) 審査委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者。

#### （４）参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加表明書の提出期限日とする。

### 5. 審査及び選定に関する事項

#### （１）審査委員会

審査は、学識経験者、県職員等で構成する山梨県 P F I 事業審査委員会において行う。審査委員会は、提案内容審査における審査基準の検討及び応募者から提出された提案書類の審査を行う。審査委員会のメンバー等については入札説明書と併せて公表する。

#### （２）審査及び選定

審査は、第一次審査と第二次審査の二段階に分けて実施する。事業者の選定は、入札価格のほか、業務遂行能力、設計・建設、運営・維持管理等の提案内容、県が要求するサービス水準との適合性、事業計画の妥当性及び確実性、地域産業の育成及び地域経済への貢献等を総合的に評価する。県は、審査委員会の評価を踏まえ、最も優れた提案を行った者を本事業を実施する事業者として選定する。なお、各審査の主な視点は以下のとおりとする。具体的な基準については、入札説明書において示す。

#### [第一次審査]

- ・ 資格等要件等の具備
- ・ 本事業と同種業務の設計、建設、維持管理及び運営に関する経験等

第一次審査に合格した者は、本事業に関する事業計画の提案内容を記載した提出書類を提出すること。提案方式等の詳細については、入札説明書において示す。

#### [第二次審査]

- ・ 本事業への基本的な考え方
- ・ 施設の設計・建設に関する事項
- ・ 施設の運営・維持管理に関する事項
- ・ 事業計画（資金調達及び収支計画を含む。）に関する事項

### (3) 選定結果の公表

事業者の選定を行った場合には、その結果を速やかに県及び中央病院ホームページにて公表する。

### (4) 事業者を選定しない場合

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募者が無い、あるいは、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

## 6. 応募に係る提出書類の取扱い

### (1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認める時には、県は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、本事業の公表以外には応募者に無断で使用しない。なお、本提案書は返却しない。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

## 7. 特別目的会社の設立等

応募者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、商法（明治32年法

律第 48 号) に定める株式会社として特別目的会社 (S P C) を設立する。なお、応募者の構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の 50% を超えるものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

### III. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、P F I 法の基本方針に示された「想定されるリスクを出来る限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、県及び選定事業者の業務分担を事業契約書において取り決めるとともに、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。このリスク分担の考え方及びP F I 事業におけるリスク分担等に関するガイドラインなどを踏まえ、県と選定事業者の責任分担は、原則として「添付資料 1. リスク分担表 (案)」によることとする。

#### 2. 選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。なお、事業契約締結にあたっては、事業契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ・ 履行保証保険付保等による保証措置

#### 3. 事業の実施状況のモニタリング

##### (1) モニタリングの目的

県は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、施設要求水準書、業務要求水準が達成されているか確認するとともに、選定事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

##### (2) モニタリングの実施時期及び概要

###### 1) 基本設計・実施設計時

県は、選定事業者によって行われた設計が、事業契約書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

## 2) 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に県から工事施工及び工事監理の状況の確認を受ける。また、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに工事現場での施工状況の確認を受ける。

## 3) 工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意し、現場で県の確認を受ける。この際、県は、施設の状態が事業契約書に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、施設の設計又は工事の内容が事業契約書に定められた水準を満たしていない場合には、県は補修又は改造を求めることができる。

## 4) 維持管理・運営段階

県は、維持管理・運営段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

## 5) 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、県に報告しなければならない。

## 6) 事業契約終了時

県は、事業期間終了にあたり、本施設の維持管理の状況等について検査する。なお、その状況が事業契約書で定めた条件に適合しない場合は、補修を求める。

### (3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書において公表する。

### (4) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用は、県の負担とする。

### (5) サービス料の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められた要求水準が満たされていない場合は、サービス料の減額の対象となる。減額の考え方については、入札説明書にて提示する。

## IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 立地に関する事項

[基本的条件]

項目	概要	
事業計画地	山梨県甲府市富士見一丁目 1-1 外	
全体敷地面積	39,907 m <sup>2</sup> (うち本棟敷地 29,300 m <sup>2</sup> )	
事業実施面積	立体駐車場予定地	8,000 m <sup>2</sup> (本棟敷地内)
	北側駐車場予定地	6,917 m <sup>2</sup>
	南側駐車場予定地	1,200 m <sup>2</sup>
	病院前駐車場予定地	324 m <sup>2</sup>
	地下駐車場	2,519 m <sup>2</sup> (本棟敷地内)
本棟敷地全面道路	北側	市道/現況幅員 15m
	東側	市道/現況幅員 10m
	西側	市道/現況幅員 8m
	南側	公衆用道路/現況幅員 6m
用途地域	第一種中高層住居専用地域 (本棟敷地)	
高度地区	無指定 (本棟敷地)	
防火・準防火	無指定 (本棟敷地)	
その他地域地区	無指定 (本棟敷地)	
日影規制	(二) 4時間、2.5時間。測定面高さ 4.0m	
建ぺい率	70% (建ぺい率角地緩和)	
容積率	200%	

### 2. 施設に関する事項

[基本的条件]

項目	概要	
駐車場の形式	西側駐車場：	自走式立体駐車場
	北側駐車場：	平面駐車場
	南側駐車場：	平面駐車場
	病院前駐車場：	平面駐車場
駐車台数	立体駐車場：630 台程度 (うち車椅子利用者用 15 台以上) (屋外平面駐車を含む)	
	北側駐車場：265 台程度 (うち車椅子利用者用 3 台以上)	
	南側駐車場：30 台程度	
	病院前駐車場：12 台程度	
	地下駐車場 63 台を含め合計 1,000 台 駐輪場：250 台程度 (立体駐車場に一部併設)	
規模・構造	立体駐車場：2 層 3 段 (1 棟) 床面積 11,000 m <sup>2</sup> 以下	
	その他	：地上平面式

駐車対象車両	小型乗用車を基本とするが、軽自動車の区画を設ける場合は、15%以内とする。 なお、立体駐車場の2階以上の階は、車両総重量2t以下の車両とする。
駐車ますの規格	2.5m×5.0m以上（但し、車椅子利用者用及び軽自動車用は除く）
附帯施設	立体駐車場:管理室、エレベーター（かごの大きさ1.4m×1.35m以上） その他：自動販売機を設置することができる。

※ 小型乗用車等の定義は、社団法人日本道路協会「駐車場設計・施工指針 同解説」による。

### 3. 運営形態に関する事項

#### (1) 駐車台数

合計で1,000台

#### (2) 運営形態

##### 1) 利用時間

24時間

##### 2) 利用期間

通年

##### 3) 料金形態

本施設を利用する自動車のうち、次の利用者を有料対象とする。

- ・ 外来患者及びその付き添いの者、入院患者及びその付き添いの者、本院へ物品の納入のために来院した者、を除くその他の利用者

駐車料金については、別途県が定める。

### 4. 土地に関する事項

建設及び維持管理運営に必要な範囲の土地は、原則として選定事業者は無償で使用することができる。

#### (1) 埋蔵文化財調査

- ①本棟敷地内は、既に県によって実施済みである。
- ②北側駐車場敷地については、工事の際に立会いが必要となる。
- ③南側駐車場敷地については、平成17年10月頃試掘を行う予定である。

## V. 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

### 1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、県と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従う。

### 2. 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、甲府地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

### 1. 選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

県は、事業契約書の定めに従って、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約書において定める。

### 2. 県の事由により本事業の継続が困難となった場合

選定事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

### 3. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

県及び選定事業者は、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

### 4. 金融機関等と県との協議

事業の継続性を確保する目的で、県は、選定事業者に対し資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を結ぶ用意がある。

## VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

特になし。

## 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象であり、応募者は当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、応募者は自らのリスクでその活用を行うこととし、県は同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業者の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して、入札提案を行うこと。

なお、当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせを行うとともに、無利子融資制度は平成18年3月31日までの時限措置である点に留意すること。

## 3. その他の支援に関する事項

- ・事業実施に必要な許認可等に関し、県は必要に応じて協力を行う。
- ・法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、県と選定事業者で協議を行う。

## VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

債務負担行為の設定に関する議案は、平成17年県議会2月定例会に提出する予定である。

### 2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、県及び中央病院ホームページにて適宜行う。

### 3. 応募に伴う費用の負担

応募者の本事業応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

### 4. 問い合わせ先

山梨県立中央病院開院準備課

山梨県甲府市富士見 1-1-1

電話 055-254-5260

ファックス 055-254-5261

メールアドレス chubyo@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページ <http://www.ych.pref.yamanashi.jp/>